



第22号
58.6.10



発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
TEL 山口②5975
発行者
会長 三好敏夫
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

・ごあいさつ	山口地方法務局長 長谷野 和之	(2)
・調査士と損害賠償について	副会長 新本清人	(3)
・論 説	岩国支部 崎本次郎	(5)
・散文 “ドナーの嘲笑”	徳山支部 川内法虫	(8)
・引揚回顧	宇部支部 瀬口嘉造	(9)
・今様庵坂靈験記		
— ソコヒの手術は失明を俟って		
する必要はない —	山口支部 渡辺 侃	(10)
・対法務局囲碁大会について	石田 豊	(11)
・法務局人事異動		(12)
・会務報告		(14)





ごあいさつ

山口地方法務局長

長谷野 和之

尊敬の様が惜しみなく生氣をみなぎらせております。

山口県土地家屋調査士会の皆様には、益々御繁栄のうちにお過しのこととお慶び申し上げます。

着任後詫び足で管内を巡回しております。

うちにも多くの会員の方々にお目にかかることができました。ここに証言をもつて、あらためて御感謝申し上げます。

さて、山口地方法務局管内における表

示に関する登記について詰組いたします。当管内での表示登記が、これまで円滑に処理されておりますのは、この度支の適切・計測の正確性によるものであり、会員の皆様方の適正な業務処理に頼ることろが極めて大きいと申せましょう。

と、詰組の分野において、全般的に極めて順調に推移しており、これが法務行政の成績のうえに大きく貢献しているものでありますことを胸にもまして心強く、かつ存続く存じております。

土地を監視する業務は、通常の常務といえども性格を異にし、根柢、一つの主

を求める課題であります。

日常業務の処理、各種調査への対応は、法務局としても努力を重ねているところであります。当管内における表示登記の実績をさらに充実・向上させるため、会員各位の積極的御提言などをいただきたい。できればと願っている次第であります。

どうか、国民の期待と信頼に応える登記行政という共同の目標に向って、皆様方の格段の御支援をお願いいたしますとともに、山口県土地家屋調査士会の大いなる発展と、会員各位の御繁栄を祈念いたしまして御挨拶といたします。





調査十と
損害賠償について

新 来 人

世相と言えばほんの器用が目立つけれども、この頃はどのくらいの業務について、その取扱上の工夫や結論者の手続上の問題などに対する世相の声や依頼人から責任の追及と云ふものが専門に多く且つ懸念になって来上様な気がする。且々士官家庭調査士や司法書士は職名の下社士（さむらい）がつくけれども矢張り一個の職業者であり専門家にも用達ない、士のつく職業であり先生先生と調子よく呼ばれたとしても依頼人である御室さんに対しても根切一家の上にも憤慨を露し、余り大きな事も言えず又時として御客さんとの間に腹の

子をうななければならぬ。運営を組織するういる様な気がする。思慮深き者はほんやすく思はずと言ふ趣もある中だが、そのを得ず思ひ立つた様な場合は、それを試してみよう。人間も大人なり小なり育ひ立つことはある。我が学生は顔面を問題な形相に至るるに自らに口から山の言葉も餘分な細身にして伝わるだろ。けれどもさゝと我慢出来る人は、立興した時に自分の體は醜陋な形相を呈して来るのを気付くと同時に言葉は聲かに物やわらかに聲利しい声で傳へくなりと手首に話す様に努力したとすれば相手方客はどう受けれるだろう。想定されるのであれば士元先生が思っていると知られずに済むだろうと私は常日頃から心がけていたが実際には少々主義の差である。我々に對する接觸は人からの問屋。詣表これに伴う財政手帳は正用紙代用書類についても充分専門家としての技を發揮出来る様、單獨者士業及び各支那に於ける会員の事を持ち会員全部がかかるのであるが、研修会等の出席率の低いこと、接待の面倒事にも出でランペーの顧主は勘定している実状は又一考を要し改め方に苦慮している現状である。

信頼人から見た上級官僚圓田士之
君の職業は、現時史であるから土地相
當の心に於いて依頼すれば何ん
でも出来ると考へたり。少々詰かし
い案件でも同様にか処理してくれる
だろうと言ふ考え方がありはしない
だらうか。だから土産を圓田君に送る
は全く間違いや誤解等はあり得ない
のだ。と言ふ考え方を一般的に持つ
て居る様な気がする。神や法でない
我々は人間である以上充分理解した
上にも更に徹底いや詰めの生ずること
とは致し方ないことと思う。千んな
ことからして信頼人の考え方の裏面
には専門家に付けるけれどもどうか、
何んでもやつてくれる筈のものが聞
遣えるとは何事だと言ふ氣持が覺
ている間に思われる。既に有難くな
い重苦しい感しを受けるのである。
我々の実業には接觸商賈を経済と可
能性が何思ひに付んでいると不思
され、その結果によつては損害賠償
請求といふ手帳や書類に責められる
等の事態の生することをも心して第
に当つなければならぬ。然し我々は
商業田調士は受取や事件執理に当
つてはよくよじていたのでは何と
出来ないから、専門家よ大きく頭を
握つて元請に取組め、人事を廻して
天命を待てと言いたい。一度ミスを
錯誤を生じた場合は周囲を含む士会
監視を行つてゐる所苦詫責任的
開示制度も大きく窓口を設けて再確
しているので充分理解して活用して

かたないのである。この制度採用は到底の所に差はない。

次に、一日手を紀した重音はどうか、讀書相應と言ふ問題に入る前に述べておこう。相古の因幡關係とその異曲について考えてみよう。通説兩家の裏合や「文をねどした場合どうぞ」結構に見るがである。面見った場合とは請負契約が委託契約の継承かに於て土建専門業者をしての債務不履行があるのであらうことである。請負不履行の形態としては、總ての請負は依頼された事件の処理に当りて通常を離れる遅延又は長期間猶守せずに放棄していた様な點がこれである。口不完全履行、過誤開示等はこれに當ると言えられる。依頼を受けた土建の相應において、外業を終えたによる債務不履行が委託契約による債務不履行かと名づくことになるが、はて請負契約とはどんなものか、請負契約とは当事者の一方が或る仕事を完成することを約束し相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束することにより成立する契約（民法六二二条以下）とおりである。契約の主體は仕事の結果にあり能つて仕事は必ずしも請負人自身の勞務によることを要しない。つまり下請けに出してもよい契約であるが一般に請負人は委賣に於ける発注者が請取相手の責任を負うと間接に

定の無過失責任を負うがその中で特殊なものは瑕疵補償責任がある。尚注文者は仕事の未完成のうちは何時でも損害を賠償して契約を解除することができる。委任とは当事者の一方が法律行為やその他の事務処理を相手方に委託し相手方がこれを承諾することにより成立する契約（民法六四三条と六五六条）で無償が原則とされているが暗黙の意思表示又は慣習によって有償の委任と認められる場合が非常に多い。商法五一五条には受任者は営業の範囲内に於て他人のためある行為をしたときは相当の報酬を請求することが出来る。受任者は委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。準委任とは、法律行為以外の委託契約である。法律行為以外の準法律行為とか法律行為と事実行為の混合的事務を委託する等の場合と考えられるが、当事者の権利義務の関係は全く委任と変りがないからして、我々の行う測量調査登記申請手続等は委任又は準委任の部に属し請負契約とは全く様のないものと考えられる。不完全履行について説明すとなり後は知らんぞと言うてもよいかも知れん。実際には案外そうは行かんだろうが、委任や準委任となると委任契約の不履行即ち債務不履行

期間は十年である。請負か準委任かと言ふことで当事者間に争が生じた場合には想定してみて専門家と素人との大刀打ちの場合の法律適用の考え方としては専門家に不利で素人に有利な方をとると言つのが原則である。と云ふことは、委任・準委任契約は専門家にとって不利であるが残念でも十年は責任を免れられんし、どんな損害をも責任を負担しなければと言ふ大きな懲がある。

賠償責任と時効。民法では通常の損害と間接の損害の二つに分けている民法四一六条に損害賠償の請求には債務の不履行により通常生ずべき損害について賠償する様規定されているからこの通常に注目すべきだと思ふ。これは誰もがどんな場合にも発生するであろうと予想される損害の意味であつてその意味から考へると測量計算を例にとると通常面積計算の間違いのためどんな損害が発生するかである。面積計算に誤りのある測量図面に基づいて売買取引がなされた場合買主が余計に金を払ったとき又賣主が少なく土地代金を貰うなどと測量図面について説明すれば請負契約の場合終後請求権の問題となつてきて一年を経過すれば時効となり後は知らんぞと言うてもよいかも知れん。実際には案外そうは行かんだろうが、委任や準委任となると委任契約の不履行即ち債務不履行

期間は十年である。請負か準委任かと言ふことで当事者間に争が生じた場合には想定してみて専門家と素人との大刀打ちの場合の法律適用の考え方としては専門家に不利で素人に有利な方をとると言つのが原則である。と云ふことは、委任・準委任契約は専門家にとって不利であるが残念でも十年は責任を免れられんし、どんな損害をも責任を負担しなければと言ふ大きな懲がある。

賠償責任と時効。民法では通常の損害と間接の損害の二つに分けている民法四一六条に損害賠償の請求には債務の不履行により通常生ずべき損害について賠償する様規定されているからこの通常に注目すべきだと思ふ。これは誰もがどんな場合にも発生するであろうと予想される損害の意味であつてその意味から考へると測量計算を例にとると通常面積計算の間違いのためどんな損害が発生するかである。面積計算に誤りのある測量図面に基づいて売買取引がなされた場合買主が余計に金を払ったとき又賣主が少なく土地代金を貰うなどと測量図面について説明すれば請負契約の場合終後請求権の問題となつてきて一年を経過すれば時効となり後は知らんぞと言うてもよいかも知れん。実際には案外そうは行かんだろうが、委任や準委任となると委任契約の不履行即ち債務不履行

期間は十年である。請負か準委任かと言ふことで当事者間に争が生じた場合には想定してみて専門家と素人との大刀打ちの場合の法律適用の考え方としては専門家に不利で素人に有利な方をとると言つのが原則である。と云ふことは、委任・準委任契約は専門家にとって不利であるが残念でも十年は責任を免れられんし、どんな損害をも責任を負担しなければと言ふ大きな懲がある。

賠償責任と時効。民法では通常の損害と間接の損害の二つに分けている民法四一六条に損害賠償の請求には債務の不履行により通常生ずべき損害について賠償する様規定されているからこの通常に注目すべきだと思ふ。これは誰もがどんな場合にも発生するであろうと予想される損害の意味であつてその意味から考へると測量計算を例にとると通常面積計算の間違いのためどんな損害が発生するかである。面積計算に誤りのある測量図面に基づいて売買取引がなされた場合買主が余計に金を払ったとき又賣主が少なく土地代金を貰うなどと測量図面について説明すれば請負契約の場合終後請求権の問題となつてきて一年を経過すれば時効となり後は知らんぞと言うてもよいかも知れん。実際には案外そうは行かんだろうが、委任や準委任となると委任契約の不履行即ち債務不履行



に基づいて何んでもかでも、誰にもかれにも責任を負わねばならんと言ふものではない。依頼人との間にのみ責任が介在する。それが十年を経過すれば時効が成立する。尚時効は援用するに非ざれば云々と民法一四条に規定されている。

要は土地家屋調査士はやりっぱなしの無責任野郎であつてもよいと言ふのではない。常に最善の努力と誠意をもつて事件処理に当るけれども、一度事を起した場合はこうだ、と説明したものである。

これは過年度に於いて新入会員への説明会に際して話したもの文書化したものであつてオールド・ムバードには解り切ったことを今更なんだと叱責を受けるかも知れないが御寛容の程を。

参考資料

山口会の賠償保険等加入状況

★ 賠償責任補償制度（賠償責任保険）

（単位 人数）

			支部		年度		五十五年度		五十六年度		五十七年度		五十八年度	
			岩	山	国		岩	山	国	岩	山	国	岩	山
計	宇	萩	口	山	德	岩	山	国	岩	山	国	岩	山	国
八〇	下関	二二	七	一四	二八	六	一三	一三	一七	一〇	一六	一〇	一九	二一
七一	宇	一五	一	九	二八	四	一四	一四	一六	一〇	一七	九	一〇	一二
六九	下関	一三	一	一〇	二三	四	一八	一八	一五	八	九	一六	一八	二二
四六	萩	九	三	五	一一	三	一五	一五	一五	九	九	一八	一八	一〇

休業補償制度（所得補償保険）

（単位 口数）

			支部		年度		五十五年度		五十六年度		五十七年度		五十八年度	
			岩	山	国		岩	山	国	岩	山	国	岩	山
計	宇	萩	口	山	德	岩	山	国	岩	山	国	岩	山	国
八〇	下関	二二	七	一四	二八	六	一三	一三	一七	一〇	一六	一〇	一九	二一
七一	宇	一五	一	九	二八	四	一四	一四	一六	一〇	一七	九	一〇	一二
六九	下関	一三	一	一〇	二三	四	一八	一八	一五	八	九	一六	一八	二二
四六	萩	九	三	五	一一	三	一五	一五	一五	九	九	一八	一八	一〇

論
説

既登記の主たる建物と、主たる建物の合棟の場合
附属建物を合棟後の建物の附属建物とする取扱は
妥当と考える。



筆者は最近某意見所に質問し、主たる建物の合棟を認めた「建物の合棟登記申請書」に対する取扱は妥当である。この問題を認めた「建物の合棟登記申請書」は、これに開示する旨の登記がなされたものである。筆者はこの登記に開示する旨の登記申請書について、「不動産登記法第一五条本文」に連絡するいわゆる「登記登記」については、

筆者は最近某意見所に質問し、主たる建物の合棟を認めた「建物の合棟登記申請書」は、これに開示する旨の登記申請書について、「不動産登記法第一四六条」に連絡するいわゆる「登記登記」については、

筆者は最近某意見所に質問し、主たる建物の合棟登記申請書について、「不動産登記法第一四六条」に連絡するいわゆる「登記登記」については、

性別主任 岸 本 次 郎

筆者は最近某意見所に質問し、主たる建物の合棟登記申請書について、「不動産登記法第一四六条」に連絡するいわゆる「登記登記」については、

筆者は最近某意見所に質問し、主たる建物の合棟登記申請書について、「不動産登記法第一四六条」に連絡するいわゆる「登記登記」については、

筆者はこの点について学者は別として、実務家と「登記登記」においては本件事案に限る問題の開示の場では開示に関する限り「建物喪失の登記」の表現を避け「建物の表示登記」の表現を用いることに統一が図られるべきこと、少くともその配慮のなきべきことを指摘するものである。そのことは解説書に記述する孔傳ともいふべきものではなかろうかと思うのである。

筆者はこの点について学者は別として、実務家と「登記登記」においては本件事案に限る問題の開示の場では開示に関する限り「建物喪失の登記」の表現を避け「建物の表示登記」の表現を用いることに統一が図られるべきこと、少くともその配慮のなきべきことを指摘するものである。

筆者はこの点について学者は別として、実務家と「登記登記」においては本件事案に限る問題の開示の場では開示に関する限り「建物喪失の登記」の表現を避け「建物の表示登記」の表現を用いることに統一が図られるべきこと、少くともその配慮のなきべきことを指摘するものである。

筆者はこの点について学者は別として、実務家と「登記登記」においては本件事案に限る問題の開示の場では開示に関する限り「建物喪失の登記」の表現を避け「建物の表示登記」の表現を用いることに統一が図られるべきこと、少くともその配慮のなきべきことを指摘するものである。

ころK登記官もY登記官の主張に賛同してしまい、筆者が承認しないので遂に上層部に對し照会するところとなり、上層部からの回答はY氏の見解に同意するものであった。照会及び回答は次のようなものである。

(照会)

日記第二〇六号

昭和五八年三月四日

○○地方法務局課長○○支局長

既登記の主たる建物と主たる建物と附属建物を有する乙建物（筆者注、本件事案は乙建物は附屬建物を有しない）の主たる建物のみを合棟した場合、合棟を原因とする建物滅失の登記申請をする場合（筆者注、本件事案については建物表示登記抹消の申請書を提出した）左記二説あり。さしあまつた事案なので、早急に御回答願います。

第一説 附屬建物を有する甲、乙両建物を滅失により各登記用紙を閉鎖する（法第九九条）

附屬建物を除く甲乙の主たる建物のみを合棟を原因として表示変更の登記申請をする。なお、甲、乙建物合棟を原因とする表示登記申請には附屬建物をも同時に申請することになる。

参考

登記研究 三二七号 二一頁

登記先例解説集 一〇卷

六号五九百

不動産登記実務總覽

一二九頁

名古屋地、高、判例

昭和四〇年一〇月三日

昭和四五五年七月二八日



(回答)

登四一号

○○地方法務局課長

管内〇〇支局長 聞

筆者はこの見解に抵抗を感じるのである。

もともと同一の登記用紙に登記された主たる建物と、附屬建物とは法律的な運命を共にするものである。

尤も、何事にも例外は存在する、附屬建物を有する甲建物の主たる建物と乙建物との合棟がなされた場合、仮りに附屬建物が構造上主たる建物以上の実体を備え經濟的評価においても、主たる建物を上回り且、所有者自身もその附屬建物を合棟後の建物の附屬建物に組み入れることを欲しないような場合を想定する時、すなわちこの附屬建物を合棟後の建物の附屬建物とする取扱に妥当性を欠くような要因がある場合、その要因を黙殺して迄、運命共同体としてこの建物を合棟後の建物の附屬建物として取扱うことは問題があるかも知れない。しかし本件事案の如くして取扱うことは問題があるかも知れない。しかし本件事案の如く見主従の関係も明白であり、所有者としても別段この建物が主たる建物

として処置されたこと等考えたこともないような僅か一七、四八頁の位置についてこれを回答の趣旨に従つて取扱うことが、妥当な取扱といえるであろう。

本件建物合棟に関する所有者の意思は主たる建物の、障壁を除去して一棟の建物として拡張することにのみにあるものであり、このような事案は当事者負担軽減の立場からも、又登記所側における登記手続の能率化促進の面からしても、合棟後の建物の附屬建物として取扱うことが適切妥当な方法だと思うのである。

本件のような事案は「合棟」を原因とする登記申請によってのみ処理されなければ、ならないものではない。

合併登記の制限に関する不動産登記法第九三条ノ四所定の事由がない本件のような事案は別途合併の登記申請によって処理することもできると解されている「登記先例解説集一〇巻六号六三頁」「建物の合棟の場合の登記申請書の書式について、桜井正二郎、川副康孝、登記研究三二七号二四頁」ことからしても、旧建物の附屬建物が合棟後の建物の附屬建物として取扱われることについて、手続上何らの不都合もなく、支障が生じる訳でもないことは明白なことである。

尙前掲「建物の合棟の場合の登記申請書の書式について」の解説者は

次のように述べて居られるのである。

「不動産登記法には建物の合併分割区分の登記についての規定は存在するが、数棟の建物が事実上合併されて物理的に一棟の建物となつた場合（いわゆる「合棟」と呼称されて居る）……（中略）についての登記手続については直接これを明示した規定もみられない。

不動産の登記の実務に携る場合その処理にとまどう場合が少くないので、先例その他解説書等より考察してその登記申請書の書式集を作成してみた次第である。」と述べ、次いで建物の合棟の場合の登記に言及せられ、

(一) 既登記の主たる建物と主たる建物との合棟の場合（障壁除去の場合又は中間部分増築障壁除去の場合）

(2) 建物滅失の登記の申請書
(3) 建物の表示の登記の申請書

として各書式を掲げて居られるのであるが、この(3)の申請書の書式について、建物の表示欄の記載に関する

補足として（注五）、建物の表示欄（所在、主たる建物又は附屬建物の別、種類構造床面積を記載する……以下略）と説明しておられるのであるが、この解説は單に「既登記の建物と建物との合棟の場合」とせず、

「既登記の主たる建物と主たる建物との合棟の場合」と記され、且つ申請書の書式の補足として、特に建物の表示欄の記載例中に前記のとおり（所在、主たる建物、附屬建物の別種類、構造、床面積を記載する）と説明しておられるのであるから、この解説が附屬建物を有する主たる建物と主たる建物の合棟の場合の書式に関するものであることは明白である。

従って前記回答は妥当性を欠くとともに、この解説の趣旨にも反するものと、言わざるを得ない。筆者は速に前記回答の訂正せられることを要望するものである。尚本件に関連して別途論及し度い問題があるが、別稿に譲ることとする。

(昭和五八、三、二五)

地域のよき相談相手

地域に信頼される

土地家屋調査士

ドアの嘲笑

川内法虫

ボクは今、街はずれの小さな喫茶店の片隅でコーヒーを飲みながら、暖冬の午後のひとときを戀っている。十日程前にこの店に来たときは閑散としていたが、今日は土曜日だからだろうか、自動ドアは手際よく客を迎えて、送り出したりしている。

途切れぬ来客に、この時とばかりにドアは快調音に浸って、すぐく機嫌よく働いているようだ。

一しきり客の出入りで揺いでいた紫煙に汚れた空気も落ち付きをみせて、元の豪奢もない静かな喫茶店に戻っていた。

里調な雰囲気の人間は退屈するものだ。一回位その快調音に乗り過ぎて、誰も踏み込まないのに動くことがありはしないか、踏み込んだのにドアが作動しなかつたら、その瞬間どのようなドラマが展開されるだろうなどと、起りそうもない突然変異を期待しながら、虚ろな目を自動ドアの方に向けている。

いやーそんなことはない、仕組まれた機械のすることだ。

キッチンと間違ひなく作動するだろうと、もう一人のボクが反発する。実は、それが当り前すぎて面白く

ないのだ。一回位ご愛敬にでも調子をはずして人間くさい、どじな、バツの悪い仕草があつても良さそうに思つたが……：：：その方がボクの性に合つて至極愉快になり、おーい、あんたよ、良くやつたとドアの肩を叩きたくなるだろうに。

こんなことに思いふけつてゐる間に、他のテーブルの半数は空席となつていた。

ボクがこの店に入つて間もなく入口に近い他の席からは比較的見え難い死角の位置にある席に若いカップルが座つたことを思い出し、視線をやると何かヒソヒソと額をくつつけるようにして話し込んでいた。

コーヒー一杯で一小時間もねばねばれては儲らないだろうなどと思いつながら、僅かに飲み残した冷えたコーヒーやそのままにして、ドアに近くと、クスッと笑いが噴き出て、ドアに映つた自分の顔でなきそな顔が喧つたように見えた。

考えてみると、あれは勝手にしやがれ、ひねくれものの奴が、と怒つたドアの顔かも知れない。



引揚回顧

宇部支部

瀬口嘉造

昭和十五年一月華北交通株式会社に入社。初め勝ちいくさでらつとも心配しなかったが、河北省天津を据出しに河南省開封と新鄉に転勤し、この新鄉にて終戦となつた。中国軍もぞくぞく入城しどうなることやら物情騒然となつた。

家族を日本へ引揚に当り貨物列車の有蓋車に小麦粉その他の食糧を積み、社宅の座板を敷き寝を入れて、長期覚悟の列車編成で送り出したもの、小生は残務の為残業をよぎなくされ、心は家族のこと仕事も手につかず、工務班の班長一人を残して家族のあとを追いました。幸い華北交通の職員であった関係上徐州までは安心して列車に乗って行けました。目指す家族列車は見当らず不安の日々で、これから共産地区を通過するにも、華北で流通した中國準備銀行券の手持ち紙幣を交換したら十分の一の値打ちしかなく紙屑同様でした。情報待ちの末、徐州と濟南の中間で路線爆破により動けない列車の様だと聞き込み、徐州より臨城までは列車の運行があったので、貨物車の

屋根に乗って臨城

る話）。

裏から離れません。

もと来た第一の宿泊地へ引返し再

出発の準備に追われ、この指揮をとる団体長と引揚者一人ひとりの協力

がなければ、到底青島までも行けなかつたかと思われます。宿泊地から

宿泊地まで徒步の連続、乳離れの二三才児が悪い流感でばたばた死亡し、枕木等の燃えるものをもらつてタビ

に付しましたが、一日中息を引取つた子を背負つて宿泊地に向うものも

いて、宿泊地に着いた所はタビする所もなく土葬し、父親が小指を切つて持ち帰った光景など、何時迄も脳

生していた関係もあつて皆無事であります。また皆無事であります。

内もその頃月満ちたる子をおな

かにかかえて安心したものか、その

日の内に列車の医務室で子供の出産

となつた。水汲先確は毎日の日課、

数日して漸く線路復旧し列車は济南に到着、济南の日本人小学校に収容されました。济南から青島までは共

産地区と国民軍との勢力範囲があつて線路の不通箇所があり、引揚げに相当な費用と準備が必要で、身の廻

りの時計・指輪等金目の物を提出し各宿泊毎に差出す等その心労に团体長は大変なものでした。正月明け济南より無蓋車に乗せられ屋根はアンペラをかぶせる粗末な出発となりました。

どうにか青島の收容所に着き引揚船で桜咲く佐世保港に着いた時、初めて国土の有難さを知りました。最近不沈空母とか不沈駆逐艦とか、またキナクさい言葉のやりとりが聞かれます。昨今ですが、あの当初の勝ち戦もいつのまにか負け戦と化して、死線を超えて右往左往したこと忘れることができません。

人ごとと思わず助け合われる様にと願い、つまらない引揚当時のことを思い出し一筆とりました。

第一の宿泊地から徒步であるかなければなりません。その宿泊地で準備中、ある人にすすめられ、いま日本はどうなつてゐるかわからぬ。この近くに石炭の出る町があつて技術者がいくらでもいる。とのこと。この団体からはぐれ新しい団体を組み、その石炭の出る町へ行きました。が受入れてくれません（虫のよすぎ



今様

トソコヒの手術は

山口支部

渡辺

侃

人生も「誰そ彼」になるとお呼びでないのに色々の疾病が絡んで来る。白内障もその一つであるが、我々調査士にとっては眼は手足同様の否測量製図の伴なう職業だけにある意味では重要な器官であると言える。その招かざる客白内障は、不養生等に起因するもので無い故に防ぎようがない。尤も軽度の（漸進的な）白内障は最近は良い点眼薬のお蔭で全復は不能乍ら進行を抑えることはできるほどである。拙者の知つてゐる限りでも視力にある程度の不便不安を感じつつも数年に涉り手術せずに頑張っている二、三の人がいる。処が我々調査士にあつては、そうはない。單なる起居の不自由さは忍ぶとしても仕事が正確にできないでは全くお手挙げである。そこで愈々拙者の眼疾経過報告に移る訳であるが、若い諸君には差し当つて縁の無い話であり、熟年会員の内の何分の1かの参考にもならばと禿筆を走らせ経験談を語ることとする。

昨々年即ち昭和五十五年の初夏の某日、高血圧後遺症療養のため十余年來の病院通いの帰途、バスを待ちつつ何げなくその来る方向に眼を向けた所、一週間前の診察日時にはハッキリ見えた遠景が全くボヤッとしたしか見えぬ。そう言えば今朝往路のバス停でも「今日は霧が深いナ」と感じたことを想い出しヤラバリ未だ霧がはれんのかと隣の人に「今日は霧が深いですノ」と問いかけた処その人は怪訝そうに「マー今日はええお天氣ですがノ」との答えに、さては視力の障害と気付き今辞したばかりの病院にとって返し眼科の扉を開いた。診察の結果は高血圧に基づく急性白内障。早急手術を頼んだ処「白内障の手術は完全失明の追つた時点でしかできない。」「ではその失明直前の時点は凡そ何日頃」

との間に「人により異なるが多分約一ヶ月後になるだろう」とのこと。やむなく気長がにその日を待つことと点眼を続けたが視力は日に増し衰ろえ、以前は拡大鏡片手になら書けたのが午後二時半、下車駅の鳴海を始め病院の所在地田楽ヶ窪やそれ迄の経路、近傍の丹下・鶴津・丸根・大高・桶狭間の地名は御存じ太閤記の織田信長編に出てくるもので、タクシーの運転手の口慣れた説明に二十分の車中は何の退屈も感じさせなかつた。

さて、病院受付嬢から初診の諸手続を教わり、了って紹介されたビジネスホテル（註2）に落ち着いたのが四時過。翌二十二日は朝食もそこそこに七時病院着列んで受付開始を待つ。この病院は大学と併せて七階の建物五・六種群、ロビーの広さも地方総合病院の比では無く、眼科の待合室だけでも三人掛けソファ四〇体）をする。現在受診待ちの先順位の予約が二四四名あるので受診日は来年四月末か五月始めになるだろう。その数日前お詫びせするがM医の受診の結果必ずM医の手術が受けられるとは限らない。特に難疾とか他の医師では手術困難な患者が優先されるが詰めはその節決定される由。免に角不取敢予約をし返事を待つことにした。翌五六六年四月十八日待ちに待つた受診日の電話がかかった。二十二日に来院せよとのこと。二十一日二人の介護者に伴われ小郡発朝六時五十一分のヒカリに乗車、十時四十一分名古屋駅着、名鉄新名古屋駅より豊橋行に乗り換え鳴海駅下車、昼食を済まし明日の訪問の下見のため目的地の病院（註1）に着いたのが午後二時半、下車駅の鳴海を始め病院の所在地田楽ヶ窪やそれ

の経路、近傍の丹下・鶴津・丸根・大高・桶狭間の地名は御存じ太閤記の織田信長編に出てくるもので、タクシーの運転手の口慣れた説明に二十分の車中は何の退屈も感じさせなかつた。

さて、病院受付嬢から初診の諸手続を教わり、了って紹介されたビジネスホテル（註2）に落ち着いたのが四時過。翌二十二日は朝食もそこそこに七時病院着列んで受付開始を待つ。この病院は大学と併せて七階の建物五・六種群、ロビーの広さも地方総合病院の比では無く、眼科の待合室だけでも三人掛けソファ四〇体）をする。現在受診待ちの先順位の予約が二四四名あるので受診日は来年四月末か五月始めになるだろう。その数日前お詫びせするがM医の受診の結果必ずM医の手術が受けられるとは限らない。特に難疾とか他の医師では手術困難な患者が優先されるが詰めはその節決定される由。免に角不取敢予約をし返事を待つことにした。翌五六六年四月十八日待ちに待つた受診日の電話がかかった。二十二日に来院せよとのこと。二十一日二人の介護者に伴われ小郡発朝六時五十一分のヒカリに乗車、十時四十一分名古屋駅着、名鉄新名古屋駅より豊橋行に乗り換え鳴海駅下車、昼食を済まし明日の訪問の下見のため目的地の病院（註1）に着いたのが午後二時半、下車駅の鳴海を始め病院の所在地田楽ヶ窪やそれ

十分足らず。二十六日M医の手術後の初めての診察、経過良好退院可能なも若し望まば左眼も手術してもよいとのこと（左眼は拙老としては全く自覚なく、視力も〇・八で白内障とは思っても見なかつた。）瞬時考えたが何れ三年後に必然手術しなければならないのなら、この際やつてもらうに然かずと決心、その旨申出た。それでは明後二十八日手術とのことで静かにその日を待つ。二十八日午前十時左眼も手術。五月一日M医による左眼診察。経過良好、退院許可。帰宅後十数日たつてM医の在院日を確かめ念のため受診、その指示により作成した眼鏡をかけ今日に至つている次第である。通常市井の眼科医は失明直前でなければ手術しないし又入院期間も十日及至十五日は要する様であるが、長い将来のことはいざ知らず拙老としては或人の「早期発見、早期治療は、眼科に於いても例外ではない。」「万一の手術ミスを失明の必然と結び付け諦めさすのは早怯である。」との言葉を半ば自信しつ

るも若し望まば左眼も手術してもよいとのこと（左眼は拙老としては全く自覚なく、視力も〇・八で白内障とは思っても見なかつた。）瞬時考えたが何れ三年後に必然手術しなければならないのなら、この際やつてもらうに然かずと決心、その旨申出た。それでは明後二十八日手術とのことで静かにその日を待つ。二十八日午前十時左眼も手術。五月一日M医による左眼診察。経過良好、退院許可。帰宅後十数日たつてM医の在院日を確かめ念のため受診、その指示により作成した眼鏡をかけ今日に至つている次第である。通常市井の眼科医は失明直前でなければ手術しないし又入院期間も十日及至十五日は要する様であるが、長い将来のことはいざ知らず拙老としては或人の「早期発見、早期治療は、眼科に於いても例外ではない。」「万一の手術ミスを失明の必然と結び付け諦めさすのは早怯である。」との言葉を半ば自信しつ

つ自信に満ちたM医の神技を今まで想起し感銘しているものである。因みに、このM医は、女流作家曾野綾子氏を失明の危険から救つたことで一躍有名になつたのは諸兄姉の先刻ご承知の通りである。（昭和五年一〇月三日付及び同月一〇日付朝日新聞記事参照）——これは拙老の手術より五ヶ月後のことである。

（註1）愛知県豊明市椿樹町田楽

ケ座一一九八

藤田学園名古屋保健衛生大学病院

電話（0562）93-12000

（註2）宿泊料三人同室の場合

翌朝食を含め一万七千円余り。

一人室は朝食込み六千余円。

（註3）宿泊料三人同室の場合
何れもバス・トイレ完備の高級ビ
ジネスホテル。

参 加 者

法務局

古谷	嘉昭（三段）
竹谷	良夫（二級）
中野	久雄（三級）
石田	盡一（三級）

小嶋	祐男（三段）
渡辺	満州生（初級）
野村	展行（三級）

松永	輝雄（二段）
石田	豊（初級）
原田	清賀（三級）

以上を以つて貴重な念詠の一隅を汚がす。老骨の要心少しでも同病者のご参考になれば幸甚これに過ぎるものはない。

対法務局団碁大会について

去る二月二十日（日）午前十時より司調会館に於て法務局・調査士・

司法書士の親睦団碁大会を開催いたしました。

なごやかなムードのうちに始まり对抗戦も同時しか白熱の轟轟場と相成りましたが、結果は法務局側の圧勝となり、司調側では三好会長が唯一人四位入賞という成績でした。

当日の参加者、入賞者は次の通りです。
なお、本大会では三好会長の御厚意に甘え不足金を寄附して頂きました。有難うございました。又八月には恒例の司調親睦団碁大会がありまして、多数御参加下さいますようお願いします。

石田 豊 より

国民に対し、機会あることに 一、表示に関する登記と権利に関する登記 の相違

二、土地家屋調査士と司法書士の相違を説明してあげましょう。

入賞者

三好	敏夫（五段）
兼重	直彦（二段）
安本	健一（二級）
池田	浪治（三級）

小嶋	祐男（三段）
渡辺	満州生（初級）
野村	展行（三級）

松永	輝雄（二段）
石田	豊（初級）
原田	清賀（三級）

優勝	石田 翔一
第四位	三好 敏夫

準優勝	中原 宏迪
第五位	竹谷 良夫

第三位	大井 韶
-----	------

法務局人事異動

退職																
	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名	現職名	新職名
周東出張所長	須山口地方法務局萩支局長	山口地方法務局萩支局長	人庄権擁護部法務課長局	宇部支局長	訟務課長	訟務課長	山口地方法務局会計課長	訟務課長	山口地方法務局長	山口地方法務局長	山口地方法務局長	福岡法務局人権擁護部長	山口地方法務局長	小林勇喜	氏名	
柳井出張所長	〃	登山記	浜松江田地方法務官局	笠岡山地方法務長局	人山権擁護課長局	訟務課長	山口地方法務局会計課長	訟務課長	小野田出張所長	〃	山陽出張所長	〃	豊田出張所長	〃	柳井出張所長	
松富節美	尾崎昭夫	長弘毅	小川謙	吉岡元孝	石田正幸	溝下正壽	清水龍三	山口英雄	長谷野和之	小林勇喜	長谷野和之	小野田出張所長	阿東出張所長	会計課用度係長	会計課用度係長	

戸籍課国籍係長	戸山口地方法務局訟務部第一課	(登記部門)登記官	(登記部門)登記官	会計課當緒主任	(登記部門)下関支局	供託課供託係長	会計課用度係長	總務課庶務係長	会計課庶務係長	阿東出張所長	会計課用度係長	会計課登記専門職	下関支局登記課登記官	柳井出張所長	豊田出張所長
德山支局登記専門職	下関支局總務課總務係長	〃戸籍課戸籍係長	山陽出張所登記専門職	宇部支局登記専門職	德山支局登記専門職	会計課當緒主任	会計課用度係長	会計課庶務係長	会計課庶務係長	阿東出張所長	会計課用度係長	会計課登記専門職	下関支局登記課登記官	柳井出張所長	豊田出張所長
膳夫明	岩谷利彦	泰正弘	井上操子	植杉初枝	山崎一男	中原宏典	藤井欽也	武政忠文	石田義一	竹島逸夫	森脇一整	竹内忠夫	金子昭典	柳井出張所長	豊田出張所長

戸庄島法務局民事行政長部	讼務課地方法務専門官局	広島法務局民事行政部長官局	人権擁護課人権擁護係長官局	津岡山地方法務長局	下山口閑地方法務長局	広島法務局興支局長	人権取扱地方法務長局	" 竹原支局長	総務課長補佐局	山口地方法務官局	岩国支局長補佐	德山支局統括登記官	" 岩国支局長補佐	" 岩国支局長補佐	山口地方法務官局	
登山記地方登記法務官局	一広島法務局人権擁護係長官第	" 岩国支局長補佐	" 德山支局統括登記官	登山記地方登記法務官局	東広島支局長補佐局	" 下関支局登記課長	宇山口地方法務長局	広島法務局興支局長	下山口閑地方法務長局	人権擁護課人権相談主任	人権擁護課人権相談主任	一広島法務局人権擁護係長官第	" 岩国支局長補佐	" 岩国支局長補佐	山口地方法務官局	
下井義夫	松田昭義	下瀬寛	宮地弘文	堀江安行	栗屋茂信	竹谷良夫	田中実	久保孝司	堂前正紀	石井賀道	佐伯誠人	黒瀬寿之	藤井孝	森義則		

光山出口張地所登法記務官局	退職	下関支局総務課総務係長	人山口地方法務長局	津松和江野地方法務長局	" 光出張所長	美山口地方法務長局	千広代島田出張所長局	" 防山府出張所長局	退職	(登記部門)統括登記官	宇部支局統括登記官	(登記部門)統括登記官	岩国支局長補佐	德山支局登記官	山口地方法務官局	
下関支局登記課登記官	"	" 登記課認証係長	" 登記課登記専門職	" 須佐出張所長	" 周東出張所長	" 豊田出張所長	" 山陽出張所長	" 美祢出張所長	" 防府出張所長	" 防府出張所長	" 防府出張所長	" 防府出張所長	" 岩国支局長補佐	" 岩国支局長補佐	山口地方法務官局	
保坂一男	長尾篤	水津憲治	井上敏徳	斎藤五男	海嶋為夫	木下恒雄	飯田融	山口忠雄	石崎親男	宮内誠行	松村安夫	阿川真悟	寺岡保	大野英雄		

編集雜記

- ◎ 新本先生に「調査士と損害賠償について」と題して投稿をいただきました。今日我々調査士が土地の測量、分筆をしようとするとき必らずと言ってよい程、隣接地又は当該申請地の測量図が提出されており、且つ現状と合致しないのが普通です。したがって調査士はそれらの障害を取り除いて処理するわけですが中にはトラブルを越す場合もでてきます。
- 五七年度の損害賠償保険加入者は七六名、五八年度の加入者は八三名と聞いています。未だ当保険に未加入の先生は是非加入されることをおすすめします。
- ◎ "ドア"の嘲笑、大変おどろきました。川内法虫こと徳山支部川内倉市先生の投稿。
- いそがしい仕事の合間に喫茶店に行き、ごく短かい孤独な時間を費いやす。この短かい時間仕事も何もかも忘れてフツと思いたたれたのではないでしょうか。
- ◎ 今回はたくさんの方より投稿をいただきまして大変ありがとうございました。おかげ様で会報も一段と立派なものになってまいりました。

表紙写真説明

妙清寺庭園

(豊浦町川棚湯町)

妙清寺は応永二三年(一四一六)大内氏二七代持世の弟持盛の創建した「国清寺」がその起りであります。この寺の庭園は画禅一致の生活を送った禪僧、雪舟の築庭といわれており、その特徴は"心字"の形をした池と周辺をとりまく樹木や岩石で宇宙を表わした配列にあるとされています。

みんなの会報 "やまぐち"

みんなで投稿し

みんなで盛り上げよう!!